

28 琴情答申第 1 号

平成 28 年 10 月 6 日

琴平町水道事業

琴平町長 小野正人様

琴平町情報公開審査会
会長 石合由明



答 申 書

貴職からの以下諮問に対し、当審査会は審議の結果、次のとおり答申する。

諮問事項

実施機関 琴平町長（上下水道課）

諮問日 平成 28 年 8 月 26 日（28 琴上下水発第 33 号）

事件名 平成 28 年 8 月 8 日付け 28 琴上下水発第 27 号文書による非公開決定（適用除外）に関する件

第 1 審査会の結論

実施機関が、特定の刑事事件に関する処分決定通知書に記載されている検察官の職名及び氏名が記録されている行政文書（以下「本件対象文書」という。）につき、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 53 条の 2 第 1 項により行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）を適用しないと規定する「訴訟に関する書類」に該当し、琴平町情報公開条例（平成 18 年琴平町条例第 2 号）（以下「情報公開条例」という。）第 16 条第 1 項の規定により情報公開条例の規定が適用されない結果、非公開とした決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 行政文書の公開請求

審査請求人は、情報公開条例第 6 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、平成 28 年 7 月 25 日付けで、本件対象文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、平成 28 年 8 月 8 日付けで本件処分を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成 28 年 8 月 10 日付けで行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号) 第 4 条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

なお、審査請求人が提出した書類は「異議申立書」であるが、これは改正された行政不服審査法の施行日(平成 28 年 4 月 1 日)前の様式によるものであるため、以下「異議申立」を「審査請求」、「異議申立書」を「審査請求書」、「異議申立人」を「審査請求人」と読み替えて表記する。

第 3 審査請求の内容等

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、本件対象文書の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、提出された審査請求書、反論書及び意見陳述を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分の根拠とされている刑事訴訟法第 53 条は、日本国憲法第 82 条との関係で訴訟資料は常に公開されなければならない趣旨の規定であり、本件処分の根拠とすることは、刑事訴訟法第 53 条の解釈・適用を誤った違憲・違法である。
- (2) 刑事訴訟法第 53 条の 2 も、本件処分の根拠とはならず、本件処分は刑事訴訟法第 53 条の 2 の解釈・適用を誤り違憲・違法である。
- (3) 本件請求に関して、その他に非公開を正当化する理由は存在しない。
- (4) よって、本件処分を取り消し、公開請求対象文書の全部を開示する必要がある。

第 4 実施機関の説明の要旨

本件処分に関する実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明を要約すると、以下のとおりである。

1 本件対象文書について

本件対象文書は、高松地方検察庁から送付された処分通知書のみであり、それ以外に実施機関は本件請求の対象となる行政文書を保有していない。そこで、当該処分通知書が、情報公開条例に基づき公開することが妥当か否かを検討する。

2 「訴訟に関する書類」の意義

刑事訴訟法第 53 条の 2 が、訴訟に関する書類を情報公開法の適用対象外としている趣旨は、捜査・公判に関する活動の適正さは司法機関である裁判所により確保されるべきという点や、典型的に不開示情報に該当するという点によるものである。

よって、刑事訴訟法第 53 条の 2 第 1 項の「訴訟に関する書類」とは、刑事訴訟法第 53 条に規定する「訴訟書類」に限らず、広く被疑事件・被告事件に関して作成された

書類のすべてがこれに該当する（平成 15 年度（行情）情報公開・個人情報保護審査会答申第 129 号参照）。

3 処分通知書の性質

処分通知書とは、検察官が、告訴・告発等がなされた事件について、不起訴の処分を行った際、刑事訴訟法第 260 条に基づき、その結果を告訴・告発等をした事件関係者に通知するための書類であって、当該事件関係者に送付されるものである。

処分通知は、刑事訴訟法第 260 条の規定に基づき、検察官の不起訴の処分に伴って行われる付随的な措置であるが、これは、告訴・告発人に対する単なる報告義務ではなく、これを前提として、刑事訴訟法第 261 条の不起訴理由の告知、刑事訴訟法第 262 条等の付審判請求、準起訴手続等の訴訟手続が進行するという極めて重要な訴訟手続であり、処分通知書は、そのための訴訟手続書類である（平成 15 年度（行情）情報公開・個人情報保護審査会答申第 129 号参照）。

したがって、処分通知書は、被疑事件・被告事件に関して作成された書類といえ、「訴訟に関する書類」に該当する。

4 結論

以上のことから、本件対象文書である処分通知書は、「訴訟に関する書類」（刑事訴訟法第 53 条の 2 第 1 項）に該当し、情報公開法が適用されず、情報公開条例第 16 条第 1 項の規定により情報公開条例も適用されない結果、非公開とした本件処分は妥当である。

第 5 審査会の判断の理由

1 法律及び条例の解釈・適用について

(1) 刑事訴訟法第 53 条の 2 第 1 項の解釈・適用について

ア 「訴訟に関する書類」の意義

本件対象文書は、特定の刑事事件に関する処分決定通知書である。そして、実施機関は、本件対象文書が刑事訴訟法第 53 条の 2 第 1 項の「訴訟に関する書類」に該当するとして本件処分を行った。そこで、以下に本件対象文書が「訴訟に関する書類」に該当するかについて検討する。

刑事訴訟法第 53 条の 2 第 1 項が、訴訟に関する書類について情報公開法の規定を適用除外とした理由は、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであり、捜査・公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑事訴訟法第 47 条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、刑事訴訟法第 53 条及び刑事確定訴訟記録法により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類は刑事訴訟法第 40 条、47 条、53

条、299条等及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③これらの書類は典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ大きいものであることがあげられる（第142回国会衆議院内閣委員会議録第9号24頁、同第11号17頁、内閣府情報公開・個人情報保護審査会平成22年度（行情）答申第534号他参照）。

以上の理由のほか、刑事訴訟法第53条の2第1項が「訴訟記録」ではなく「訴訟に関する書類」と規定しており、同じ法律内で異なる文言を使っていることに鑑みると、「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であり、訴訟記録に限らず、今後訴訟記録等になりうる可能性のある書類のことをいうものと解される。

イ 本件対象文書が「訴訟に関する書類」に該当することについて

本件対象文書である不起訴処分決定通知書は、検察官が、告訴、告発又は請求のあった事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたときに、刑事訴訟法第260条に基づき、その旨を告訴人、告発人又は請求人に通知するための書類である。不起訴処分通知書は、その交付によって告訴人等に処分が通知されることを前提として、刑事訴訟法第261条の不起訴理由の告知請求とその告知、刑事訴訟法第262条等の付審判請求、準起訴手続き等の刑事手続が進行しうるものである（平成15年度（行情）情報公開・個人情報保護審査会答申第129号、甲良町情報公開・個人情報保護審査会平成24年答申第1号他参照）。

よって、不起訴処分決定通知書は、被疑事件に関して作成され、今後訴訟記録等になりうる可能性のある書類といえ、「訴訟に関する書類」に該当する。

(2) 情報公開条例16条第1項の解釈・適用について

情報公開条例第16条第1項が、情報公開法の規定が適用されないこととされたものについては情報公開条例も適用しないとした趣旨は、条例の上位規範である法律が適用されないものについて、下位規範の条例が適用されれば、適用除外とした法律の趣旨を没却することになるため、法律との整合性を図った点にある。

よって、本件対象文書について、情報公開法の規定が適用されない結果、情報公開条例も適用されない。

(3) 別の方法による公開・閲覧について

ア 刑事訴訟法及び刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）による閲覧

被告事件の終結後であれば、刑事訴訟法第53条第1項、刑事確定訴訟記録法第4条第1項等により、刑事訴訟に関する書類の閲覧が認められている。

イ 民事裁判所からの文書送付嘱託による閲覧について

不起訴記録は、これを開示すると、関係者の名誉・プライバシー等を侵害するおそれや捜査・公判に支障を生じるおそれがあるため、刑事訴訟法第47条により、原

則、非公開とされている。

しかし、法務省は、不起訴記録の開示に関して弾力的な運用を図るのが相当であると考え、平成20年11月19日付けで全国の検察庁に総務省刑事局通達を发出した。当該通達によると、民事裁判所から不起訴訴訟記録の文書送付嘱託がなされた場合には、一定の条件の下、文書の開示が認められる。

本件請求について、審査請求人は、自身が関与している別件の民事裁判において本件対象文書を利用することを理由としている。そこで、審査請求人は当該民事裁判の手続きの中で、検察庁に対して本件対象文書の閲覧・謄写請求が認められる余地がある。

2 その他の審査請求人の主張について

(1) 刑事訴訟法第53条

実施機関は、本件処分の理由として刑事訴訟法第53条を挙げていない。これは、審査請求人が平成28年1月4日付けで行った本件請求と同様の公開請求に対する非公開決定（28琴上下水発第71号）についても、同様である。

よって、審査会としても、刑事訴訟法第53条の解釈・適用については審議しない。

(2) 審査会から町、実施機関に対する措置、意見書等作成について

審査会は、実施機関から諮問を受けて、その中立な立場で実施機関の行った処分について審査し答申を行う。そして、実施機関は、当該答申を受けたときは、その答申を尊重し、速やかに当該審査請求につき裁決を行う（琴平町情報公開事務取扱要綱第8 10(1)）。

つまり、審査会が行う答申には、実施機関に対する法的拘束力はなく、審査会が実施機関に対して何らかの法的措置を行う権限もない。もっとも、本答申書の「第6 審査会の意見」により審査会の意見を付することができるため、これをもって、実施機関に対する意見書提出と代えることができる。

3 結論

よって、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の意見

行政庁が行政処分を行う際に、当該処分の理由提示が要求されている趣旨は、行政庁の判断の慎重と公平・妥当を担保して恣意を抑制するとともに、行政手続の透明性の向上を図り不服申立に便宜を与える点にある（東京地判平成10年2月27日参照）。

そして、かかる趣旨に鑑みれば、いかなる根拠に基づき、いかなる法規を適用して当該処分がされたかということ、処分の相手とその記載自体から了知しうるものでなければならず、単に、処分の根拠規定を羅列したり、一般的、抽象的な説明をしたりするだけでは不十分である。

本件処分のような情報公開請求に対して、非公開決定等の不利益な処分を行う場合

にも、結論の妥当性を考慮するのみにとどまらず、非公開の理由をより詳細かつ具体的に提示して町民の利益を最大限考慮することで、情報公開制度の目的である「町民の知る権利を保障し、町政に関し町民に説明する責務を全うし、町民の理解と信頼を深め、町民参加の公正で開かれた町政の推進」（情報公開条例第1条）が実現できるといえる。

よって、本件処分のように審査請求人に不利となる内容の処分を行うような場合には、実施機関は、単に条文を羅列するだけではなく、処分の理由をより詳細かつ具体的に説明するべきである。

第7 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査・審議を行った。

- (1) 平成 28 年 8 月 26 日 諮問（28 琴上下水発第 33 号）の受理
- (2) 同年 9 月 13 日 審議

以上